

平成 27 年 12 月 17 日

消費者支援機構関西と株式会社V e a U及び富久屋マネージメント株式会社と
の訴訟に係る請求の認諾について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについて
の決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

（1）事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下「原告」という。）が、結婚式用の衣装等の賃貸を業とする株式会社V e a U及び富久屋マネージメント株式会社（以下「被告ら」という。）に対し、契約日から挙式日 30 日前までの間に消費者の都合により契約を解除する場合、消費者が、一律に契約金額の 30%の割合による解約料を支払うものとする解約料条項（以下「本件条項」という。）が、消費者契約法第 9 条第 1 号に規定する消費者契約の条項に該当するとして、本件条項を含む意思表示を行わないこと、本件条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄すること及びこれらを従業員に指示することを求めた事案である（平成 27 年 9 月 2 日付けで大阪地方裁判所に対して訴えを提起）。

（2）結果

被告らは、それぞれ、平成 27 年 10 月 30 日の第 1 回口頭弁論期日において、原告の請求を認諾した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社V e a U
代表取締役 津郷 千代子

富久屋マネージメント株式会社
代表取締役 津郷 泰富

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を採った旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9264

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>